



行政の 焦点

平成14年、当署内に「名古屋北総合労働相談コーナー」が設置され、総合労働相談員が配置されることとなり、8年が経過しましたが、その間、経済状況と労働環境は大きく変わりました。

設置当初の平成14年度の相談件数は、3、411件で、そのうち、労働者からの相談は1、785件、経営者や会社担当者などの使用者側からの相談は1、452件、立場が明らかでなかった方からの相談が174件でした。

同コーナーが、労働者

のみならず、4割強が使用者側の方が活用してお

名古屋北総合労働 相談コーナー

り、企業にとりましても、一定の役割を担うことができたかと思えます。

当時の相談内容は、法令・制度に係る相談が8割以上の2、790件を占めておりました。

労使間でトラブルとなる前に、使用者側や労働者が法令確認のために相談に来られたものと思われ

その後、年々相談件数は増加し、平成18年には、1万件を超え、10、841件となりました。内訳は、労働者からの相談が6、620件と設置当初の4倍近くとなり、使用者側からの相談も3、416件と倍増しました。相談内容は、法令・制度に係る相談が半数程度の5、216件にとどまり、他は労働者や会社側

トラブルが多発し、また派遣労働者の急増で、基本的な労働条件に係るトラブルが増加したことなどによるものと思われ

その後、平成20年秋から厳しい不況にみまわれ、労働環境は大きく悪化し、平成21年度は、相談件数は18、498件と大幅に急増し、労働者からの相談件数も10、301件と1万件を超えました。

一方、使用者側からの相談も急増し、6、675件と倍増しました。

相談内容は、法令・制度に係る相談が12、216件と大きく増加し、労働条件に係る相談が16、954件と9割以上を占めました。

理由としては、平成20年秋から翌年3月までの間、当時、百年に1度の不況とも言われ、各企業で急激な人員整理が行われ、「派遣切り」、「雇

切り下げ」など社会的な問題ともなり、それまで良好であった労使関係に大きな影を残した結果だと思われ

これ以降、労働者は労働条件に不満を持つ者が増加し、自身の労働条件の問題点を把握するため、一方、企業も労働問題に慎重となり、現在の労働条件や変更しようとする労働条件を慎重に検討するため、多数の方が相談に来られました。

「総合労働相談コーナー」は、労働者のみの相談の窓口と誤解されている方もいますが、会社の方も十分に活用されています。

まだ、ご活用されなかった方におかれましては、会社からの種々の労働相談に対応しておりますので、労使間で大きなトラブルとならないよう、是非ご活用して下さい。